定　　款

特定非営利活動法人　福祉コミュニティ大田

特定非営利活動法人　福祉コミュニティ大田 定款

第１章　総　　則

（名　称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人 福祉コミュニティ大田 という。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を東京都大田区 に置く。

（目　的）

第３条　この法人は、さまざまな地域住民の知恵と力を合わせ、福祉に関する事業を行い、環境に配慮しながら、健やかに安全で快適な差別のない生活の場を地域に創造することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) 環境の保全を図る活動
(4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(5) 消費者の保護を図る活動
(6) まちづくりの推進を図る活動
(7) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として，次の事業を行う。

(1) 訪問介護事業
(2) 通所介護事業
(3) 居宅介護支援事業
(4) 障害者総合支援法に基づく障がい者特定相談支援事業
(5) 児童福祉法に基づく障がい児特定相談支援事業
(6) 障がい福祉サービス事業
(7) 障がい福祉サービスに係る相談支援事業
(8) ホームヘルパーの育成、交流支援、研修支援
(9) 食事の提供活動
(10) 移送活動
(11) 福祉用具の普及活動
(12) 栄養管理、機能回復等の指導、講習活動
(13) 介護保険に関する学習、情報提供活動
(14) 福祉サービスの情報公開活動と相談援助活動

(15) 福祉に関わる市民活動団体のネットワーク及びコーディネイトと政策提言活動
(16) 保健、医療、福祉関連物品の提供
(17) 環境保全の学習と広報活動
(18) 人権擁護の学習と広報活動
(19) 地域住民に対する助け合い事業
(20) 地域情報の収集と発信
(21) 地域内生活相談事業
(22) 地域住民のための農産物等の提供
(23) 地域住民の交流活動に対する会場の提供
(24) 地域住民のための講座、講演、イベント等の企画
(25) 消費者の保護を図る事業
(26) まちづくりの学習と広報活動
(27) 一般乗用旅客自動車運送事業
(28) 自家用自動車有償運送事業
(29) 特定旅客自動車運送事業
(30) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等
(31) 介護予防・日常生活総合支援事業

第2章 会 員

(種 別)
第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
(1) 正会員
この法人の目的に賛同して入会した個人
(2) 賛助会員
この法人の目的に賛同し、支援を行うことを目的に入会した個人及び団体

(入 会)
第7条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を事務局に提出し運営委員会の承認を得るものとする。
2 運営委員会は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を本人に通知しなければならない。

(入会金及び会費)
第8条 会員は、総会で別に定めた時、入会金及び会費を原則納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)
第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員及び賛助会員である団体が消滅したとき。

(3) 会費を継続して２年以上滞納したとき。
(4) 除名されたとき。
(5) 2 年以上活動実態が無い会員。

（退　会）
第 10 条　会員は、退会届を代表に提出することにより、任意に退会することができる。
（除　名）
第 11 条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
(1) この定款に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）
第 12 条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第３章　役　　員

（種別及び定数）
第 13 条　この法人に、次の役員を置く。
(1) 理　事　　３人以上～１０人未満
(2) 監　事　　１人以上２人以内
2 この法人では、「法」上の理事を運営委員、監事を監査と呼ぶ。
3 運営委員のうち代表１名、必要に応じて副代表を置く。

（選任等）
第 14 条　運営委員及び監査は、総会において選任する。
2 代表及び副代表は、運営委員の互選とする。
3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5 監査は、運営委員又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職　務）
第 15 条　代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3 運営委員は、運営委員会を構成し、この定款の定め及び総会又は運営委員会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4 監査は、次に掲げる職務を行う。

(1)　運営委員の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするため、必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　運営委員の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、運営委員に意見を述べること。

（任期等）
第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第17条　運営委員又は監査のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）
第18条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
(1)　心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決する前に当該役員に対し、弁明の機会をあたえなければならない。

（報酬等）
第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

4.　会　議

（種　別）
第20条　この法人の会議は、総会及び運営委員会の２種とする。
2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第 22 条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散及び合併

(3)　事業報告及び収支決算

(4)　役員の選任又は解任、報酬

(5)　入会金及び会費の額

(6)　債権者になったときの権利の放棄

(7)　その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 23 条　通常総会は、毎年１回開催する。

2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に、開催する。

(1) 運営委員会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監査が、第 15 条第４項第４号の規定に基づいて、招集するとき。

（総会の招集）

第 24 条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、運営委員会の決定により代表が招集する。

2　代表は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 25 条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 26 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開催することができない。

（総会の議決）

第 27 条　総会における議決事項は、第 24 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので出席した正会員の２分の１以上の同意がある場合はこの限りでない。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第 28 条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決するか、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（総会の議事録）

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が記名、押印又は署名しなければならない。

（運営委員会の構成）

第30条 運営委員会は運営委員をもって構成する。

2 運営委員会が承認した場合、監査及び運営委員以外の会員の参加を認める。

（運営委員会の権能）

第31条 運営委員会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 借入金（その事業年度の収支をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他あらたな義務の負担

（運営委員会の開催）

第32条 運営委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表が必要と認めたとき

(2) 運営委員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（運営委員会の招集）

第33条 運営委員会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に運営委員会を招集しなければならない。

3 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知するよう務めなければならない。

（運営委員会の議長）

第34条　運営委員会の議長は、代表がこれに当たる。

（運営委員会の定足数）

第35条　運営委員会は、運営委員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

（運営委員会の議決）

第36条　運営委員会における議決事項は、第33条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので出席した運営委員の2分の1以上の同意がある場合はこの限りでない。

2　運営委員会の議決は、運営委員総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（運営委員会の表決権等）

第37条　各運営委員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規程により表決した運営委員は、前2条及び次条第1項の適用については運営委員会に出席したものとみなす。

4 運営委員会の議決について、特別の利害関係を有する運営委員は、その議事の議決に加わることができない。

（運営委員会の議事録）

第38条　運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所
(2) 運営委員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあたってはその旨を付記する）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において出席した運営委員から定めた議事録署名人2名以上が記名、押印または署名しなければならない。

第5章　資　　産

（構　成）

第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

（区　分）
第 40 条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（管　理）
第 41 条　この法人の資産は、代表が管理し、その方法は運営委員会の議決を経て代表が別に定める。

第6章　会　　計

（会計の原則）
第 42 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第 43 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）
第 44 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び予算）
第 45 条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表が作成し、運営委員会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第 46 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、運営委員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）
第 47 条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2　予備費を使用するときは、運営委員会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第 48 条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、運営委員会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第49条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監査の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

3　決算内容について、貸借対照表を法人HPにより電子公告を行うものとする。

（臨機の措置）

第50条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担については運営委員会、権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第51条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解　散）

第52条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合　併

(5) 破　産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産の帰属は、法11条第3項の定める者のうちから総会で指定した者に譲渡する。

（合　併）

第54条　この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章 公告の方法

（公告の方法）

第55条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

2　この法人の決算内容についての公告は、第49条に定める。

第９章　事 務 局

（事務局の設置）

第56条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第57条　事務局長及び職員の任免は、運営委員会の議決を経て、代表が行う。

（組織及び運営）

第58条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て代表が別に定める。

第１０章　雑　　則

（細　則）

第59条　この定款の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、代表が別に定める。

附　　則

1. この定款は、この法人の成立した日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第１４条第１項の規定に関わらず別表のとおりとする。
3. この法人の役員の任期は、第１６条第１項の規定に関わらず、この法人の設立の日から　２００２年３月３１日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第４３条の規定に関わらず、この法人の設立の日から２００１年３月３１日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４４条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

正会員	入会金		１０００円
	年会費		６０００円
賛助会員	団体	１口	１万円（年額）
	個人	１口	３０００円（年額）

7. この定款の変更は、２００３年3月12日から実施する。
8. 定款変更後のこの法人の入金及び会費は、第８条で定める。

別表　設立当初の役員

役員	役職名	氏名
（理事）運営委員	代　表	舘野　せつ子
	副　代　表	幸島　アキ子
	副　代　表	岡　禮子
	副　代　表	濵　洋子
		加藤　順子
		北　牧子（黒田）
（監事）監査		川俣　光眞
（監事）監査		舘野　晢